

# 理 由 書

(喪失日に被保険者証が返却できない場合)

平成 24 年 3 月 31 日

MBK 連合健康保険組合 御中

喪失日までに被保険者証が返却できない理由は下記のとおりです。

(詳細に記入してください)

遠隔地にいる長男からの保険証を取り寄せるために郵送期間を有するため。

また、被保険者証は平成 24 年 4 月 5 日までに事業所へ返却いたします。

なお、資格喪失後に保険証を使用した場合には、組合からの医療費返還請求に応じることを了承いたします。

## 記

記号・番号	999-100
未回収者氏名	健保 進 (長男)
資格喪失年月日	平成 24 年 4 月 1 日
資格喪失後の住所	〒000-0000 ○○県○○市○○○○ △-△-△
電話番号 (自宅)	000-000-0000
緊急連絡先	00-000-0000

被保険者の氏名 健保 太郎

印印

以上

上記内容に関し、厚生労働省の通達のとおり、弊社においても保険証回収の徹底について責任を持って行なうこととお約束いたします。なお、保険給付に事故が発生した場合、その解決にも責任を持って対処いたします。

平成 24 年 3 月 31 日

事業所の所在地及び名称 東京都中央区八丁堀 1 丁目 2 番 3 号

事業主の氏名 三井物産○○○○株式会社

代表取締役 三井 一郎

印